| | | |
|---|---|---|
| 租税特別措置法施行令第三十九条の八十九第一項 | 第六十八条の六十二の二第一項の | 第六十八条の六十二の二第一項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の二第四項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項 | の規定を | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定を |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十一第二項 | の規定 | 並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の九十二第三項 | 第五項の規定 | 第五項並びに震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| 租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第二項及び第三十九条の百二十六第一項 | の規定 | 及び震災特例法第二十六条の三第一項の規定 |
| | 同法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 | 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額 |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二の次に一条を加える改正規定（第十八条の三第四項の表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項に係る部分に限る。）及び第二十三条の二の次に一条を加える改正規定（第二十三条の三第五項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に係る部分に限る。）並びに附則第五条第二項の規定は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第　号）の施行の日から施行する。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第二条**　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間における改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第四項第一号中「第十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「及び第四項、第十条の五第一項」とあるのは「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」と、同条第八項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」とあるのは「から第五条の九まで」と、「第五条の四第八項、第五条の五第八項」とあるのは「第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八項」とする。

（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第三条**　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十二条の三の規定の適用については、同条第三項中「第十条の三第三項」とあるのは「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第三項」と、「及び第四項、第十条の五第一項」とあるのは「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」と、同条第四項中「から第五条の五まで及び第五条の七から第五条の九まで」とあるのは「から第五条の九まで」とあるのは「から第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項、第五条の五第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

**第四条**　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十二条の四の規定の適用については、同条中「第十条の六の」とあるのは「第十条の七の」と、「第十条の六第一項」とあるのは「第十条の七第一項」とする。

（再投資等準備金に関する経過措置）

**第五条**　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）並びに」とあるのは「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）及び」と、同条第四項の表法人税法施行令第百四十二条の二第四項の項中「第百四十二条の二第四項」とあるのは「第百四十二条の三第四項」と、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の項中「第百十二条第十一項」とあるのは「第百十二条第十項」とする。

2　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日が平成二十四年三月三十一日以前である場合には、同日までの間における新令第十八条の三第四項の規定の適用については、同項の表租税特別措置法施行令第三十七条第二項の項中「第二十七条第二項」とあるのは、「第三十六条の三第二項」とする。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

**第六条**　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第二十二条の四の規定の適用については、同条中「同項第六号」とあるのは「同項第八号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第九号」とする。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

**第七条**　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間における新令第二十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「第百五十五条の二第一項の」とあるのは「第百五十五条の二第二項の」と、「）並びに」とあるのは「）及び」と、「第六十二条の五第五項並びに」とあるのは「第六十二条の五第五項及び」と、「第百五十五条の二第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の二第二項第二号」とする。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第八条**　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第八条第二項」の下に「、第十条の二第三項及び第四項並びに第十条の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　改正法附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の二の二の規定の適用がある場合における東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、同令第十二条の二第四項第一号中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」と、同令第十二条の三第三項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに旧効力措置法第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」とする。

附則第二十二条中「（平成二十三年政令第百十二号）」を削る。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦